2026年11月５日

各　位

会 社 名　　ＫＨネオケム株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　髙橋　理夫
（コード番号：4189　　東証プライム）
問合せ先　　取締役　常務執行役員　蓮尾　太郎
（TEL．03-3510-3550）

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対してＫＨネオケム従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　払　込　期　日	2027年６月１日
（２）　処分する株式の種類及び総数	当社普通株式　67,000株（注）
（３）　処　分　価　額	1株につき3,200円 ただし、2026年11月12日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）が上記処分価額を上回る場合には、当該終値を処分価額とします。
（４）　処　分　総　額	214,400,000円（注） 当該金額は本日現在における見込額であり、最終的な処分総額は、上記（３）に定める方法により確定する処分価額に処分株式数を乗じた金額とします。
（５）　処分株式の割当方法	譲渡制限付株式を第三者割当の方法により割り当てる。
（６）　割　当　予　定　先	ＫＨネオケム従業員持株会　67,000株
（７）　そ　の　他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注）ＫＨネオケム従業員持株会は、本日以降速やかに開催される持株会理事会の決議を経て、当社の従業員に対する入会の募集を実施します。このため、実際に処分する株式の総数は当該募集の結果に基づき確定し、処分総額は、当該株式の総数に上記（３）に定める方法により確定する処分価額を乗じた金額とします。

２．処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、当社の従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社の従業員に与えることで、当社の従業員の経営参画意識を高め、当社の従業員が当社の株主との中長期的な価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議いたしました。

なお、従業員持株制度の魅力をより高めることを目的として、2027年６月より奨励金比率を現行の５%から10%まで引き上げることについても決定いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下の通りです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対して、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金（以下「本特別奨励金」といいます。）として金銭報酬債権（以下「本金銭報酬債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭報酬債権を本持株会に対して臨時拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から臨時拠出された本金銭報酬債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。なお、本自己株式処分における処分価額は、当該取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と、条件決定日の直前取引日の同市場における当社普通株式の終値のいずれか高い方の金額となります。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割り当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割り当てを受けた株式を当社が無償取得することなどを含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭報酬債権に応じて対象従業員が保有することになる譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「ＲＳ持分」といいます。）については、本持株会から引き出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本制度に対応した本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会会員への周知発信後２週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異論が本持株会の会員数の３分の１未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出さ

れた本特別奨励金の全部を現物出資財産として給付することで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「３．本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記１．の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員670名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には67,000株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化の規模は、2026年６月30日現在の発行済株式総数37,149,400株に対し、0.18％（小数点以下第３位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2026年６月30日現在の総議決権個数351,101個に対し、0.19％です。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る払込期日（以下「本払込期日」といいます。）の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

対象従業員は、本払込期日から2030年５月31日まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除します。

（３）本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、本譲渡制限期間中に、定年その他の正当な理由（やむを得ない理由に基づかない自己都合によるものはこれに含まれません。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含みます。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（以下「退会申請受付日」といいます。）において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除します。

（４）非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、本譲渡制限期間中に海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社の決定が行われた場合には、当社は、当該決定が行われた日（以下「海外転勤決定日」といいます。）において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除します。

（５）当社による無償取得

対象従業員が、本譲渡制限期間中に、正当な事由によらず本持株会を退会する場合又は法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然にこ

れを無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）若しくは（４）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然にこれを無償で取得します。

（６）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、本持株会が指定する証券会社に開設した専用口座で管理されます。また、本持株会は、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理します。

（７）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除します。

４．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。本自己株式処分における１株当たりの処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月４日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,200円といたします。ただし、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）が当該金額を上回る場合には、当該終値を処分価額とします。このような処分価額の決定方法は、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、本持株会にとって特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、2026年11月４日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,200円について、同日までの各期間の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入）は次のとおりです。

期間	終値平均 （円未満切り捨て）	乖離率
１か月（2026年10月５日～2026年11月４日）	3,387円	▲5.52%
３か月（2026年８月５日～2026年11月４日）	3,358円	▲4.71%
６か月（2026年５月７日～2026年11月４日）	3,100円	3.23%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）は、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額の決定方法が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値と、条件決定日の直前取引日の同市場における当社普通株式の終値のいずれか高い方の金額を処分価額とするものであることに鑑み、当該決定方法により確定する処分価額が割当予定先である本持株会にとって特に有利な処分価額に該当しないとする当社の判断について、その判断過程は合理的であり、当該判断は適正である旨の意見が表明されています。

５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以　上